

税制改正について(平成19年度適用分)

税源移譲により、税率が10%に統一されます。

定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として定率減税(税額の7.5%,2万円を限度)が行われていましたが、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

夫婦+子供2人の場合の例(所得税+市県民税)

給与収入額	平成18年度の税額	平成19年度の税額 (定率減税廃止)	影響額
300万円	8,300円	9,000円	700円
500万円	177,400円	195,000円	17,600円
700万円	418,000円	459,000円	41,000円

子供のうち1人が特定扶養親族(16~22歳)に該当するものとしています。
一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

住民税の老年者非課税措置が廃止になりましたが、平成19年度までは経過措置があります。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この非課税措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。しかし、急激な税負担を緩和するため平成19年度まで経過措置がとられています。

平成17年度まで	平成18年度以降	
非課税 (合計所得金額125万円 以下の方)	平成18年度	税額の3分の2を減額
	平成19年度	税額の3分の1を減額
	平成20年度	全額負担
	昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象	